

富士見市、富士見市商工会及び富士見市商店会連合会との
美化推進に関する協定書

平成28年6月2日

富 士 見 市

富士見市商工会

富士見市商店会連合会

富士見市、富士見市商工会及び富士見市商店会連合会との
美化推進に関する協定書

富士見市（以下「甲」という。）、富士見市商工会（以下「乙」という。）及び富士見市商店会連合会（以下「丙」という。）との間において、まちぐるみで環境美化の推進を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、富士見市をきれいにする条例及び美化推進計画に基づき、清潔で美しいまちづくりと安全で快適な生活環境の確保に向け、甲、乙及び丙が連携しまちぐるみで環境美化の推進を図ることを目的とする。

（協議事項）

第2条 甲、乙及び丙は、環境美化の推進を図るため、それぞれの求めに応じて協議を行うものとする。

（美化推進に関する啓発活動等）

第3条 乙及び丙は、甲と協力し美化推進に関する啓発活動を実施するものとする。

（地域の美化活動）

第4条 乙及び丙は、地域の一員として周辺環境の美化に努めるものとし、甲は乙及び丙の求めに応じてそれを支援するものとする。

（廃棄物の減量化）

第5条 乙及び丙は、甲の掲げる循環型社会の構築に向けて、廃棄物の資源化と排出抑制に努めるものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙及び丙いずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第7条 この協定の解釈に疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙丙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、3者署名押印の上、各々その1通を保有する。

平成28年6月2日

※以下、代表者の自著・捺印